

**令和6年度椎葉村一般会計予算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当される
社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金 (社会保障財源化分) **35,867** 千円 (見込み)

(歳出) 社会保障施策に要する経費 **539,147** 千円 (詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位 : 千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			一般財源	
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉施設事業	4,343			1,163	3,180	
	高齢者福祉事業	35,147	1,946		4,310	28,891	
	障害者福祉事業	153,556	103,596			49,960	
	保育所運営事業	154,899	50,691		5,100	99,108	
	母子福祉事業	12,698	1,535			11,163	
	小計	360,643	157,768		10,573	192,302	
社会保険	介護保険事業 (繰出金)	101,649	5,250			96,399	
	国民健康保険事業 (繰出金)	48,109	13,744			34,365	
	後期高齢者医療事業 (繰出金)	72,583	13,466			59,117	
	小計	222,341	32,460			189,881	
保健衛生	妊婦乳幼児検診事業	1,907	313			1,594	
	病院事業 (繰出金)	139,000				139,000	
	予防対策事業	16,339	52			16,287	
	不妊治療費助成事業	165	82			83	
	小計	157,411	447			156,964	
合 計		740,395	190,675		10,573	539,147	